

日田市教育行政実施方針(案)について(概要)

1. 目的・理由

日田市教育行政実施方針は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、教育大綱で示された基本方針を実現するため、教育行政における具体的な取組を示すものです。

現行の教育行政実施方針は、令和6(2024)年3月で計画期間が終了するため、上位計画である「第6次日田市総合計画第3期基本計画」と整合性を図りながら、令和6(2024)年度から令和9年(2027)度までの4年間の計画期間とする「日田市教育行政実施方針」を策定します。

2. 内容

I 《市民と共に創る教育行政の推進》

第1 市民と共に創る教育行政の推進

II 《学校教育の充実》

第1 「夢と誇りを持って、たくましく生きる力」を育てる学校教育の推進

第2 安全で安心な学校づくりの推進

III 《社会教育の充実》

第1 市民の豊かな学びを支える社会教育の充実

第2 誰もががスポーツに親しめる環境づくり

IV 《文化芸術の振興》

第1 ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用

第2 誰もが文化・芸術を親しみ、学べる環境づくり

3. 施行予定日

令和6年4月1日